

「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」の改定に係る答申の概要

1 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

- ・ 仙台市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策の方向を定めるもの

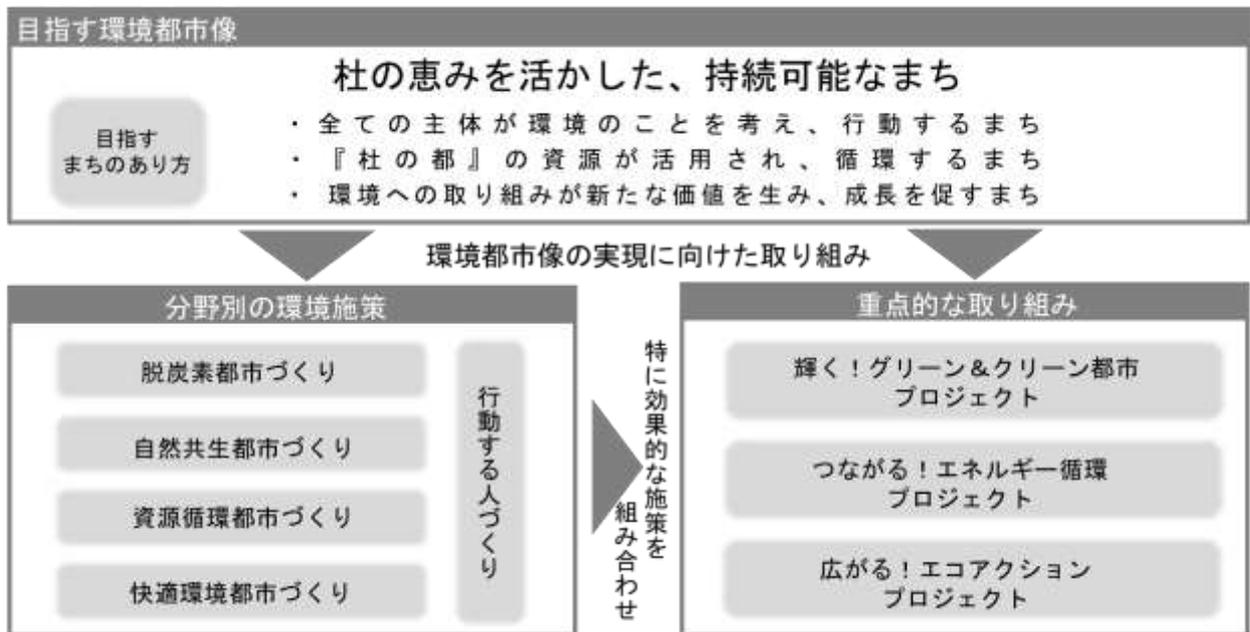
(2) 計画期間

- ・ 令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間
- ・ 中間年度である令和7年度（2025年度）には、計画の中間評価を行う

2 改定の方向性

- ・ 豊かな自然環境や市民協働で環境課題に取り組む市民の力など、本市の強みを活かしながら、環境面から持続可能なまちを目指す
- ・ 環境施策をとりまく世界的な潮流や本市の強みを踏まえ、持続可能なまちを実現するために目指す方向性を次のとおりとする
 - ① 仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着
 - ② 資源の活用と市域内での循環
 - ③ 仙台を起点とした環境価値の創造・発信

3 目指す環境都市像と施策体系



- 環境都市像の実現に向け、5つの分野別の環境施策を推進し、世界的に喫緊の課題である地球温暖化対策やプラスチック資源循環等に率先して取り組む。
- 脱炭素社会の実現を目指した「脱炭素都市づくり」や、率先的な取り組みの基礎となる「行動する人づくり」を進めることを明示する。
- 環境都市像のもと目指すまちのあり方の具現化に向け、分野別の環境施策の中から特に効果的なものを組み合わせ、新たに重点的な取り組みとして設定する。

4 分野別の環境施策

① 脱炭素都市づくり

[主な施策]再生可能エネルギーやエネルギー性能の高い建築物の普及、環境にやさしい交通の利用促進、自然災害の影響等に備える適応策の推進 など

[定量目標]中期目標:令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で35%以上削減(森林等吸収量を含む)

長期目標:令和32年(2050年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す

② 自然共生都市づくり

[主な施策]生物多様性の保全に向けた普及啓発、森林の適切な整備、みどりの持つ多様な機能に着目した緑化の推進 自然とのふれあいの機会の充実 など

[定量目標]みどりの総量(緑被率)について現在の水準を維持・向上 など

③ 資源循環都市づくり

[主な施策]使い捨てプラスチックの使用抑制や食品ロス削減に向けた普及啓発、災害や感染症の蔓延時など非常時にも対応し得る安定的なごみ処理体制の確保 など

[定量目標]令和12年度(2030年度)におけるごみ総量を33万トン以下(令和元年度(2019年度)比で12%以上削減) など

④ 快適環境都市づくり

[主な施策]関係法令に基づく大気・水・土壌環境の保全、環境アセスメント制度等を通じた事業者の環境配慮の取り組みの促進、良好な景観の保全 など

[定量目標]大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準を達成 など

⑤ 行動する人づくり

[主な施策]教育機関や市民団体等と連携した環境教育・学習の推進、環境配慮行動が広がる仕組みづくり、分かりやすい環境情報の発信 など

[定量目標]日常生活における市民の環境配慮行動の実践割合を現在よりも向上

5 重点的な取り組み

① 輝く！グリーン&クリーン都市プロジェクト

グリーンビルディングの整備促進など、環境にやさしい魅力的な都市空間の創出・発信を図る。

② つながる！エネルギー循環プロジェクト

事業者等と連携し、木質バイオマスや廃棄物系バイオマスの利用を推進することにより、エネルギーの地産地消や地域資源の循環の仕組みの構築を図る。

③ 広がる！エコアクションプロジェクト

環境に関する気づきや学びの場の機会の充実を図ることにより、環境にやさしい行動の輪を広げ、「杜の都スタイル」の拡大を図る。

6 推進のための取り組み

- ・ 市民・事業者等の環境配慮を促すため、「主体別の環境配慮行動の指針」及び「土地利用における環境配慮の指針」を示す。
- ・ 本計画については、市民協働により推進するとともに、庁内横断的に推進する。また、環境課題に応じて国や県、近隣自治体と連携を図りながら、取り組みを推進する。